## 法人税の額から控除される特別控除額に関する 明細書

明細書					年度	fi
			前連	結 税		<u></u> 算
各連結法人の当期税額 1 (63の①) 円 法人税の額から控除される特別控除額 ((1)と(2)のうち少ない金額) 3						
調 敷 前 逋 絓 穏 類						
開表 - の二(一)[2]、別表 - の二 2   調整 削 連 結 税 額 超 適 額 (1) - (3)   4   (1) - (3)						
措法第68条の	T	調整前	前 連 結	税額		細
指伝第08条の 15の3第1項 各号の該当号等	連結事	事業年度	又は事	業 年 度	当期税額控除可能額	調整前連結税額超過構成額 ②
第1号	前期繰越分	•	•	5	総額	<b>●</b>
		•	•	6	総額	
		•	•	8	特別総額	
		•	•	9	特別	
			:	11 12	総額 特別	
		•	•	13	総額	
		•	•	14 15	特別 総額	
		•	•	16	特別	
			計	17 18	特別	
	当 期 分			19 20	総額 別表六の二(三)「9」 特別 別表六の二(三)「16」	
第2号	前期繰越分	:	•	21	14004	
		:	<u>:</u>	22		
		•	:	24		
		:	:	25 26		
	当期分		計	27 28	別表六の二(四)「13」 別表六の二(四)「5」	
第3号	当期分			29	別表六の二(五)「16」	
第4号	前期繰越分	:	<u>:</u>	30	別表六の二(八)「30」 別表六の二(八)「31」	
第5号	当 期 分		<u> </u>	32	別表六の二(八)「25」 別表六の二(九)「30」	
	前期繰越分	:	:	33	別表六の二(九)「31」	
	当 期 分	•		35 36	別表六の二(九)「25」 別表六の二(十一)「31」	
第6号	前期繰越分	:	•	37	別表六の二(十一)「32」	
		:	:	38	別表六の二(十一)「33」 別表六の二(十一)「34」	
	当 期 分		<u> </u>	40	別表六の二(十一)「26」 別表六の二(十三)「31」	
第7号	前期繰越分	:	:	41 42	別表六の二(十三)「32」	
第8号	当期分当期分			43	別表六の二(十三) 「26」 別表六の二(十四) 「16」	
平成24年改 正前の第7 号	前期繰越分	:	•	45	別表六の二(十二)「31」	
		:	<u>:</u>	46	別表六の二(十二) 「32」 別表六の二(十二) 「33」	
	\\\ \\\\	:	:	48	別表六の二(十二)「34」 別表六の二(十二)「26」	
平成23年12 月改正前の 第4号	当期分前期繰越分	:	:	49 50	別表六の二(七)「30」	
	当期分	:	:	51 52	別表六の二(七)「31」 別表六の二(七)「25」	
平成23年12 月改正前の 第7号	前期繰越分	:	•	53	別表六の二(十)「33」	
	当期分	:	<u>:</u>	54	別表六の二(十)「34」 別表六の二(十)「28」	
		•	•	56	別表六の二(十)「48」 別表六の二(十五)「31」	
震災特例法第 25条の2 項第2 3 項の2 2 項の2 2 項 3 項 3 項 3 項 3 項 3 項 3 項 3 項 3 項 3	前期繰越分	:	:	57 58	別表六の二(十五)「32」	
		•	•	59 60	別表六の二(十五)「33」 別表六の二(十五)「34」	
	当 期 分	•		61	別表六の二(十五)「26」	
震災特例法第25 条の3第1項又 は第25条の3の 2第1項	当 期 分			62	別表六の二(十六)「17」	
合 計				63		(4)

## 別表六の二(十七)の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の3 (法人税の額から控除される特別控除額の特例) (平成24年改正法附則第34条 (連結法人の法人税 の額から控除される特別控除額の特例に関する経 過措置》の規定、平成23年12月改正法附則第80条 (連結法人の法人税の額から控除される特別控除 額の特例に関する経過措置》の規定又は東日本大 震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に 関する法律第25条の4第1項(連結法人の法人税 の額から控除される特別控除額の特例》の規定に より読み替えて適用する場合を含みます。) 又は平 成23年12月改正前の措置法(以下「平成23年12月旧 措置法」といいます。) 第68条の15の3 (平成23 年12月旧措置法第68条の12第2項、第3項又は第5 項《事業基盤強化設備等を取得した場合等の法人 税額の特別控除》に係る部分に限ります。) (法人 税の額から控除される特別控除額の特例》の規定 の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「調整前連結税額超過構成額②」の各欄には、「調整前連結税額超過額4」の金額が控除可能期間(措置法第68条の15の3第1項又は平成23年12月旧措置法第68条の15の3第1項に規定する控除可能期間をいいます。)の最も長いものから順次成るものとした場合に措置法第68条の15の3第1項又は平成23年12月旧措置法第68条の15の3第1項に規定

- する調整前連結税額超過額を構成する金額を記載します。
- 3 「平成24年改正前の第7号」の各欄は、平成24 年改正法附則第33条第1項《沖縄の特定中小連結 法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額 の特別控除に関する経過措置》の規定によりなお その効力を有するものとされる平成24年改正前の 措置法第68条の14第2項又は第3項《沖縄の特定 中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の 法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合 に記載します。
- 4 「平成23年12月改正前の第4号」の各欄は、平成 23年12月改正法附則第72条《連結法人がエネル ギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法 人税額の特別控除に関する経過措置》の規定によ りなおその効力を有するものとされる平成23年12 月旧措置法第68条の10第2項又は第3項《エネル ギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法 人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に 記載します。
- 5 「平成23年12月改正前の第7号」の各欄は、平成 23年12月旧措置法第68条の12第2項、第3項又は第 5項の規定の適用を受ける場合に記載します。